

「神戸市住宅建設資金貸付規則（昭和 25 年 8 月 30 日 規則第 348 号）」の廃止について

1. 規則の概要

戦後の住宅復興を促進する目的で、昭和 25 年 8 月 30 日付で「神戸市住宅建設資金貸付規則」を制定し、競馬競輪事業収益金の一部をもって、市民に住宅建設資金の貸し付けを行ったもので、昭和 26 年度に終了している。

2. 廃止理由

本規則に基づく貸付について、最終弁済を終えていることから、本規則を廃止する。

3. 廃止予定日

令和 6 年 4 月 1 日